

万葉集卷十四に於ける平安時代的性格：用字と上代 特殊仮名遣をめぐって

工藤，博子
筑紫女学園短期大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/12049>

出版情報：語文研究. 52/53, pp.114-125, 1982-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

万葉集卷十四に於ける平安時代の性格

——用字と上代特殊仮名遣をめぐって——

工藤博子

万葉集卷十四の用字と、上代特殊仮名遣との検討を通じ、この巻が、平安時代的な要素を多分に含んでいること、そして、最終的な編纂の時期が、現在、一般に考えられているよりもっと遅れるであろうことを言おうとするのが、本稿の目的である。従って、先に発表した拙稿「万葉集卷十四の語彙・語法における平安時代の性格について」と相補な一対をなすものである。

本文は、岩波日本古典文学大系に拠った。

—

卷十四が、かなりの期間に亘って採集された複数の資料をもとに、現在の形に編纂されているということは、これまでにも既に明らかにされているところであるし、全巻を通して極めて顕著な表記方針が貫かれていることも又、指摘済みである。即ち、徹底的な変字法、一音節語彙の表意文字表記、そして、いわゆる意義連想の仮名の使用がそれであるが、これらの表記方針が、卷十四全体に一貫しているところから、この巻が、最終的には同一人の手によって、統一表記されたことが知れるのである。福田良輔博士は、これらの

諸事実を以て、最終的に卷十四を現在の形に編纂した人物を、越中守時代（天平十八年～天平勝宝三年）の家持とされた¹⁰。確かに、このような表記法が越中守時代の家持と、その周辺で盛んに用いられていたことを思えば、卷十四におけるそれも、家持との繋りが考えられるのであるが、もし、卷十四の語彙や語法面に、前稿で述べたような平安時代的な言語現象を見出すことが可能であり、加うるに、この巻の意義連想の仮名が、家持の手になる、他の巻々のそれよりも技巧的に一層複雑であることを考慮するならば、家持の表記法に影響を受け、それを更に深めた、家持以外の筆録者を想定すべきではないだろうか。家持の筆録になると考えられる部分もまた、資料の一部にすぎないように思われる。この事を証明するために、卷十四の表記字面を仔細に調査し、この巻の表記に目立った幾つかの特徴を見出そうと試みた。その結果、少くとも次の四種類の表記の存在を認めることができようである。これらの表記字面の違いが、果して、資料の違いによるものか、或は、それ以外の要因によるものであるかは不明であるが、もし、卷十四のもとなつた資料が、複数で、かつ、時代的にもかなりの幅があるならば、それはどのよ

うな形で表記にあらわれているか、また家持の収集になるものがあるならば、それはどの部分か、というような事を具体的に知る手掛りとはなるようである。

A (1) 家持的な用字のもの

(2) 卷十五の用字に近似しているもの

(3) 「都」を清濁両用仮名として用いるもの

B (1) 「西・斯・抱・馬・提」等の仮名を用いるもの

結論を先取りするようであるが、A 類は、奈良時代的な要素を持つものであり、B 類は、A 類とは性格を異にして、平安時代的な要素を多く含むものである。以下、右のそれぞれに説明を加える。

A (1) 類 (以下同様に呼ぶ) の表記字面について。

家持には「賀」を清音仮名として用いる傾向があったこと、木下正俊氏に論があるが、卷十四では「賀」は「が」の仮名として「我」とその役割を分担している。ところが、僅かながら清音仮名として用いられる場合がある。

(▲で示したのは、上代特殊仮名遣の違例、説明を加えた部分には傍線を付した)

まかなし^みみさねに^わは^ゆく^かま^くら^の
麻可奈思美佐祢爾和波由久可麻久良能

みな^のせが^はに^しは^みつ^なむ^か
美奈能瀬河伯爾思保美都奈卒賀 (三三六六) 相模

かづし^かの^まま^のて^ごな^があ^りし^かけ
可豆思智能麻万能手兒奈我安里之可婆

ま^まの^おす^ひに^なみ^もと^どろ^に
麻末乃於須比爾奈美毛登杼呂爾 (三三八五) 下総

か^みつ^けの^くら^ほの^ねろ^のく^ずは^がた
賀美都家野久路保乃祢呂乃久受葉我多

かなし^けこ^らに^いや^ざかり^くも (三四二二) 上野
可奈師家兒良爾伊夜射可里久母

あづ^まち^のて^この^よび^さか^こえ^がね^て
安豆麻治乃手兒乃欲妣佐賀古要我祢三

や^まに^かね^むも^やど^りは^なし^に (三四四二) 未勘国
夜麻爾可祢牟毛夜杼里波奈之爾

い^はの^へに^いか^るく^もの^かま^づく
伊波能倍爾伊可賀流久毛能可努麻豆久

ひ^とぞ^おた^はふ^いざ^ねし^めと^ら (三五二八) 未勘国
比等曾於多波布伊射祢之賣刀良

「河伯」(三三六六) 但し、元曆本、類聚古集等では河泊。「夜杼里」(三三四四二) 等の意義連想の仮名の使用、「麻萬」「麻末」(三三八五) の如き変字は、この巻全体に共通する所であるが、同時に「河泊」は卷十七の家持の歌に三例見えているのであって、「賀」を清音に用いることと併せて、もしこの巻に家持の手になる部分があるとすれば、この五首はその可能性がありそうである。その他では、卷十四中に二例見える「播」は、いずれも「波播」(母)として、「波」の変字を意図して使われるのであるが、この使われ方は、家持の長歌に見える「波播蘇葉乃母能美己等」(十九・四一六四) が集中の唯一例である。「播」字そのものも巻一に一例あるを除けば、憶良六例、家持七例が全てであるので、卷十四の二例も、或は、彼の手になると考えて良いかもしれない。次の二首である。

ま^まの^うみ^おし^へに^おふる^はま^つぶ^ら
駿河能字美於思敵爾於布流波麻都豆良

い^まし^をた^のみ^はに^たが^ひぬ^め (三三五九) 駿河
伊麻思乎多能美波播爾多我比奴

つ^はの^をて^もの^もに^もり^べす^ま
筑波祢乃乎弓毛許能母爾毛利敵須恵

波播はは己は毛も礼れ杵ぢ母も多た麻ま曾ぞ阿あ比ひ爾に家け留り (三三九三) 常陸

「運」についても同様の傾向を示す。この仮名も憶良と家持とが、集中の例の大半を占める。「播」と同様に考えてよいであろう。

あぢのすむすさのいりえのこもりぬの
阿運あぢ乃の須す牟む須す沙さ能の伊い利り江え乃の許こ母も理り沼の

安奈伊あな伎い豆ぢ加か思し美み受う比ひ佐さ爾に指さ天てん (三五四七) 未勘国

あぢかまのかたにさくなみひらせにも
阿運あぢ可か麻ま能の可か多た爾に左さ久く奈な美み比ひ良ら濁に爾に母も

比毛ひも登のぼ久く毛も能の可か加か奈な思し家け乎を於お吉よ吉よ (三五五一) 未勘国

次の一首は、巻十四中唯一「恋」を「孤悲」としている例である
うちひさつみやのせがはのかはばなの
字知比あぢ佐さ都と美み夜や能の瀬せ河か泊は能の可か保たも婆は奈な能の

〇〇てかぬらひきざもこよひも (三五〇五) 未勘国
孤悲こひ天てん香か眠み良ら武ぶ伎ぎ曾ぞ母も許こ余よ比ひ毛も

巻十四では、この歌以外は全例「古非」となっていること、万葉集での用例は、殆どが巻十七・十八の家持とその周辺に集中していること等から、この歌も、家持の筆録である可能性が大きい。

集中、東歌と家持の歌にだけしかあらわれない語「彼面此面」「守部」「平瀬」等が、これらの歌中に見えているのも、必ずしも偶然とばかりは言えないであろう。「敵」のように一般的に清濁両用される仮名を除けば、清濁の書き分けは厳密で、清音仮名を濁音に流用することはない。ケ(乙)↓ケ(甲)メ(乙)↓メ(甲)の仮名違いが見える。(三四一二賀美都家野三五一八伊射祢之賣刀良)

続いて、A(2)類の表記に属すると思われる歌を幾つか挙げる。例示した以外の歌については注を参照されたい。(5)

あしがらのみさかかしこみくもりよの
安思あし我が良ら乃の美み佐さ可か加か思し古こ美み久く毛も利り欲よく能の

あがしたはへそちでつるかも (三三七一) 相模
阿あ我が志し多た婆は倍ばい乎を許こ知ち豆ぢ都と流り可か母も

こひしけはそでもふらむをむざしの乃
古非こひ思し家け波は素そ豆ぢ毛も布ふ良ら武ぶ牟む牟む射し志し野の乃

うけらがはなのいろにぶなゆめ (三三七六) 武蔵
字家うけ良ら我が波は奈な乃の伊い呂り爾に豆ぢ奈な由ゆ米め

かみつけのまぐはしまどにあさひさし
可美か都と氣き努の麻ま具ぐ波は思し麻ま度ど爾に安あ佐さ日ひ左さ指さ

まぎらはしもありつつみれば (三四〇七) 上野
麻ま伎ぎ良ら波は波は之の母も奈な安あ利り都と追お見み礼れ婆は

ながははにこられあはゆくあそくもの
奈我な波は伴は爾に己は良ら例れい安あ波は由ゆ久く安あ乎を久く毛も能の

いでこわきもこあひみてゆかむ (三五一九) 未勘国
伊い呂り来ら和わ伎ぎ母も兒に安あ必ひ見み而を由ゆ可か武ぶ

あかごまがかとでをしつついでかてに
安可あか胡こ麻ま我が可か度ど乎を乎を思し都と伊い呂り可か天てん

せしをみたて思伊敵能兒良波母 (三五三四) 未勘国
世せ之し乎を見みたたてて思し伊い敵てき能の兒に良ら波は母も

ここでは、「波・伎・呂」等の清音仮名が、濁音仮名として用いられている。これは、仮名書きの諸巻では、巻十五に最も近いものでことに「呂」に関して言えば、巻十七・十九では「で」には「侶・低・泥」等が使用されて、「呂」を濁音に訓むことは殆ど無いが、巻十五においては、濁音として用いられた「呂」は十九例にも及び巻十四の十四例に近い。但し、巻十四の場合には、このA(2)類の表記に属さない歌では「提・侶」が濁音仮名として使われているので巻全体としての比較はできない。また、三四〇七番の「安佐日左指」は意義連想の仮名であるが、これは巻十五・三六二七に「美奴

めをさして
面乎左指天」と見えているし、三五一九番の「波伴」という変字は、巻十四中他にも二例(三三九一、三三二九)存するが、集中では、巻十五に「伊毛我伊波伴伐」(三五八三)「和伎母故波伴也母許奴可登」(三六四五)とあるを見るのであって、このA(2)類の部分と巻十五とは何らかの関わりがありそうである。A(2)類に属すると思われる歌は十七首余、特殊仮名遣の混用例もなく、平安時代的な語彙・語法も含まれていない。

さて、A(3)類に属するものは九首、この九首以外の歌では、一例存する「頭」を除いて、「づ」には「豆」をあてるが、この九首に限っては、清音仮名「都」を濁音に流用し、「豆」を用いない。次の通りである。

須受我祢乃波由馬宇馬夜能都追美井乃

みづをたまへないもがただてよ(三四三九)
未勸国

あづまぢのてごのよびさかこえていなば
安都麻道乃手兒乃欲婢佐可古要三兒奈婆

あれはこひなのちはあひぬとも(三四七七)
未勸国

おきていかばいもばまかなしもちてゆく
於伎三兒可婆伊毛婆麻可奈之母知三由久

あづさのゆみのゆづかにもがも(三五六七)
未勸国

かなしいもをいづちゆかめとやますげの
可奈思伊毛平伊都知由可米等夜麻須気乃

そがひにぬしくいましきく(三五七七)
曾我比爾宿思久伊麻之久夜思母(三五七七)
未勸国

「美都」(水)「安都麻道」(東路)「安都佐能由美」(梓の弓)「由都可」(弓束)「伊都知」(何処)とある語は、同じ巻の他の部分で

は、「美豆」(三三九二)「安豆麻治」(三四四二)「安豆左由美」(三四八九)「由豆加」(三四八六)「伊豆知」(三三五七)となっている。三四三九番に見える「多麻倍」は「頂く」意の下一段活用動詞未然形。集中他に例を見ず、「続日本紀」の天平神護元年(七六七)、及び、神護景雲三年(七六九)の宣命中に初出例を見るものである。このことは、このA(3)類の表記が行なわれた時期を推測する手掛りとなる。特殊仮名遣の違例はない。

A類に属する三種の表記に、上代特殊仮名遣の違例が殆ど認められないことは、同様に東国の歌である防人歌と比較する時、かえっておかしな現象といわねばならない。常識的に考えれば、A類の表記に属する歌々にも、もっと違例がでてよい筈ではないか。予想に反するこの現象は、後述するB(1)類にみえる特殊仮名遣の混乱のあらわれ方と符節をあわせるように、この東歌が、中央語の音韻を基盤として成り立っていることを示唆しているように思える。恐らく、A類には、奈良時代に於ける中央語の、B類には、平安時代に於ける中央語の音韻の状態が、それぞれに反映して、巻全体として見た場合には、A類の状態が隠れてしまう結果となっているのであろう。

二

ここに述べるB(1)類の表記は、集中、巻十四のみにあらわれる特殊な仮名を含む一群である。このことについては、既に、福田良輔博士に論があって、巻十四のみに見えて他の巻には見られない、或いは、巻十四にきわだたて多くあらわれている「抱・斯・西・馬」等の仮名字母の検討を通じて、これらの仮名を用いた表記者が同一人であること、そして巻十四の東歌の資料となった東歌関係の資料

が複数であったことを推定されている。この四字母の他にも、巻五と巻十四にその用例の大半を見出す「提」（巻十四に十首十例）もこの中に加えてよいのではないかと考えるが、とすれば、「抱・斯・西・馬・提」の仮名字母を含む歌は計三十六首にのぼり、これらの歌は、これまでに述べたA類の歌群とは、語法の面でも、特殊仮名遣の面でも、かなり異質な部分を含んでいるようである。

伊毛我可度伊夜等保首吉奴都久波夜麻

可久礼奴保刀爾蘇提婆布利三奈(三三八九) 常陸

しだのうらそあさこぐふ布ねはよしなしに
斯太能宇良乎阿佐許求布祢波与志奈之爾

許求良米可母与余志許佐流良米(三四三〇) 駿河

みちのくのあだたらまゆみはじきおきて
美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎三

西良思馬伎那婆都良波可馬可毛(三四三七) 未勘国

をくさをとをくさずけをとしほふ祢乃
平久佐乎等乎具佐受乎等斯抱布祢乃

那良敵呂美礼婆乎具佐可馬利(三四五〇) 未勘国

おほぶねをへゆもともゆもかためてし
於保夫祢乎倍由毛登母由毛可多米提之

許曾能左刀批等阿良波左米可母(三五五九) 未勘国

三十六首のうちから、この表記の性格を明らかにする手掛りを持つものを取りあげてみた。集中、巻十五に一例、巻十四に二例の、下二段活用の「隠る」が三三八九番に見える。万葉集以外では、日

本蓋異記訓釈、遊仙窟傍訓、平安初期の訓点資料にあらわれる形である。三四五〇番の助動詞「めり」も、古今集読人知らずの歌に一例、布留今道の歌に一例見えるのが早い例であろう。今道は、寛平十年（八九七）三河介に至っている人である。中央語では、九世紀初めから中頃にかけて使われ始めたらしい。三四三〇、三四三七、三四五九の三首に見える已然形に承接して反語の意味機能を表わす「かも」も又、中央の資料では、催馬楽や古今集読人知らずの歌に至って初めて登場してくるものである。

以上の諸点を踏まえれば、これら五首の歌が、時代的には平安時代初期から中期に属するものと仮定することができるのであるが、とすれば、この事は、今述べた五首のみならず、恐らくは同一人によって同時に記載されたと思われる他の三十一首についても言えるであろう。それを裏付けるかのように、この一群には、特殊仮名遣の違例がかなり多く、十一首十五例、次のように見えている。

	甲↓乙	乙↓甲	計
ケ		4	4
ヘ	1	4	5
メ		4	4
コ	1	1	1
ト		1	1
計	2	13	15

東歌二二九首、「或本歌」や「一本歌」などと注記のある歌をあわせても二四〇首余りのうちの三六首に、特殊仮名遣の違例四十五例のうちの三分の一が含まれているのは、かなり高い割合であると言えよう。この違例を巡ってもまた様々な問題があるが、これについては、他の違例とも併せて後に考察することとして、今はさし

あたり用字に限って述べる。

この歌群に用いられる「斯・提」の仮名は、巻五で憶良が使う場合は、この巻十四で多く用いられる字母であり、「西」は、巻十七・巻二十に計四例、「馬」は、「敏馬」の地名表記を除けば、巻十三に「須馬神」(三三三六)の一例を見るのみであり、「抱」に至っては、巻十四以外には全くあらわれない。時代が下るにつれ、仮名は画数の少ない比較的簡単な字を用いる傾向があるので、時代が下っても、これらの文字が一般的に用いられたということは無さそうである。ただ、この歌群の記載時期についての先に述べた推定が正しいければ、続日本紀所載の和歌の次のような表記に、共通点を見出すことができようか。(以下、国史類は新訂増補国史大系本に拠った。)

新 年 始 迹何久志社供奉良米万代摩提丹(天平十四年正月)

蘇良美都夜麻止乃久爾波可未可良斯

多布等久安流羅之許能末比美例波(同右)

夜須美斯志和己於保伎美波多比良気久

那何久伊末之三等与美岐麻都流(同右)

なお、前掲、三四三〇番に見える「求」は、集中この二例が唯一の用例で、巻十四でも、「遣ぐ」は「己具」「許具」とあって「許求」と書くのはこの歌だけである。この仮名、小林芳規氏が、九条本文選巻二十九の古訓の中に平安初期古訓の遺存があるとされる中に「撤加支阿求」とあるのが参考になるであろうか。語彙・語法の検討によって得られた結論と、用字の検討を通じて得られた結論とに

は、大きな齟齬は無さそうである。

さて、以上の如く、A類、B類に分類した表記面の相違が、そのままだちに資料の相違に結び付くものか否かは明らかではないが、少くとも次のような例は、資料の違いが表記字面の違いとしてあらわれたものと考えてよさそうである。

古非思家波兼呂毛布良武平牟射志野乃

宇家良我波奈乃伊呂爾豆奈由米(武蔵三三七六)

或本歌曰、伊可爾思呂古非波可伊毛爾武蔵野乃

宇家良我波奈乃伊呂爾豆奈由米

一方では「三」を清濁両用し、一方では「三・但」と書き分けている。本文として採用された歌の表記はA(2)類に属する。

表記面の違いが資料の別に拠るか否かは別として、A(1)類からA(3)類までについて言えば、特殊仮名遣の違例は、A(1)類に見える二例以外にはあらわれないし、平安時代に入って初めてあらわれる語法も見当らない。比較的新しいものとしては、A(3)類に見える「水を賜へな」(三四三九)が八世紀末に初出例を見るので、この三類のうちでは、最も新しい要素を含んでいるようである。いずれにしてもA類は奈良時代の面影をとどめていると言えそうである。しかしながら、巻十四の最終的な整理が行なわれた時期と直接かかわってくるのはB(1)類であること、言うまでもない。

三

巻十四の、最終的な編纂が、平安時代以降に行なわれたという仮

説を用字面より裏付けるものとして、今一つ、この巻全体を貫く表記方針である変字法に用いられる仮名をあげることができる。この巻では、少数の例外を除いて、同音の反復に際しては変字が施される。例えば、久君（7例）須酒（5例）都追（13例）三天（3例）尔仁（3例）布敷（1例）平遠（3例）の如くであって、これらの技巧が、A類からB類まで、あまねく及んでいることは、意義連想の仮名や、一音節語彙の表意文字表記と同様である。このうち注意されるのは「天」と「遠」であろう。

この巻では「亘」が「て」の主要仮名で「天」は僅かに八例を数えるのである。うち三例が変字を意図して使われているのであるが、この仮名、集中では、大伴池主と、その影響を受けた家持によって使われたものを除けば、大野晋氏によって、平安時代の補修を指摘された、巻十八の特別な歌群に集中してあらわれるのであって、一般的には平安時代初期から盛んに用いられるようになったものである。新詠華嚴経音義私記（七九四）の倭訓や、日本霊異記の訓釈や歌謡に盛んに見えている。この仮名が、変字法の部分に使用されていることは、この技巧の加えられた時期が、奈良時代ではなく平安時代である可能性を示しているように思われる。「遠」についても同様のことが言えそうである。

大野晋氏は、巻十八中唯一の用例「可多於毛比遠」（四〇八一）は、平安時代に「遠」の草書体「を」が一般に女手として使われるようになった結果、それが混入したとされた。氏の場合は、天暦年間製の五人による改修を想定しておられるので、これを直接巻十四に当てはめることは出来ないが、平安時代に「遠」が「を」の仮名として用いられたことの傍証にはなるであろう。巻十四の場合

には、もつと前の、次のような資料に見える「遠」と時期的には一致していると思われる。

あまつかみまのみのこととりもちて
阿末豆可末美麻乃弥己止乃登理母知三

此のときよみきさい（つ）たてまつる
許能等与美岐遠伊 寸多巨末都流（「続日本記」
天平十五年五月）

ななつぎのみよにまわへるもちも万里
那々都義乃美与爾万和倍留毛々知万里
とほのおきなのみひたてまつる（「日本後紀」
止遠乃於支奈能万飛多天万川流（承和十二月正月）

おきなとてわびやはをらむくさもも
於岐那度天和飛夜波遠良无久佐母支毛

さかゆるときにいひてまひてむ
散可由留登岐爾伊天巨万比天年（同右）
やまとのを かみろぎのすくなくこながあしすげを
日本乃野馬台能國遠智美侶伎能宿那毗古那加葦菅通（略）

（「続日本後紀」
嘉祥二年三月）

けぶりなきやどをめぐみしすめらこそ
氣不利奈岐也度遠女玖美之須女良己曾

やそとせあまりにしけられ
也曾度世阿末利玖爾之良之氣礼（日本紀竟宴和歌）
元慶六年

おほさざきたかつのみやのあめもるを
於保散々岐多加都乃美也乃安女毛留遠

ふかせぬことをたみはよろこぶ
布可世奴古度平多美波興呂古布（同右）

日本紀竟宴和歌の仮名は、日本書紀の影響で、画数の多い字を用いる傾向があるが、「遠」は日本書紀では用いないので、この場合の「遠」は当時の仮名の反映と考えてよからう。「遠」や「天」を以て変字が行なわれているということは、B(1)類の歌群の性格とも相俟って、巻十四の最終的な整理が、九世紀以降であることを示しているように思われる。以上のことを更に明確にするために、続いて上代特殊仮名遣をめぐる問題について述べよう。

卷十四の東歌における上代特殊仮名遣の混乱は、先に示したB(1)類の表記にあらわれたもの以外にも、相当数見出すことができる。

B(1)類の表記に見える違例十五例と合せれば、計四十五例、その殆どがエ段の混用例で三十六例、残り九例がオ段のものである。

		甲 ↓ 乙	ケ						
	乙 ↓ 甲	12	8	2	5 (4)	2	30 (29)		
		1	0	0	4 (3)	2	7 (6)	計	
		0	2	0	0	0			
		2	2	2	2	2			
		8	8	2	5 (4)	2	30 (29)		

イ段には全く混乱が無い。この混乱の状態が、同じ東国の歌でありながら、卷二十の防人歌とはかなり趣きの異なった様相を呈していることは既に指摘されている。即ち、防人歌では、イ段キ・ヒ・ミ及びエ段ケ・ヘ・メにおける混乱が著しいのに対し、オ段に属する音節については混乱を見ない。ところが、東歌においては、イ段には全く混乱があらわれず、オ段ではコに六(五)例、トに一例、ノに二例の混用が認められる。エ段における混乱が多いという点では、防人歌と一致しているが、エ段は中央語に於ても、天平後期の段階で既に動揺しているのであって、イ段とオ段の状態は、むしろ中央語に近いのである。これらの事実を踏まえて、亀井孝氏は、東歌が、防人歌とはむしろ遠いものであると認められ、「現形の卷十四は、かかる混乱の露呈のしかたにおいて、もはや、素朴に、東国的とはいいがたい。すでにそれは、東歌という、特殊な一個の、貴族たち

の文化財だったのである。」と述べられた。東国的な語彙や訛りが含まれているにしろ、平安時代以降、中央であらわれる語彙や語法が随所に見えていることを考え合せば、この亀井氏の指摘は、恐らく当を得たものであらうと思われる。とすれば、東歌にあらわれる特殊仮名遣の混用例は、東国方言の顕現としてではなく、中央語における言語現象の結果ととらえるべきであるということになる。しかも、これまで述べてきたように、卷十四に九世紀以降に増補された部分が含まれているとすると、その混用例のかんりの部分は、平安時代以降に属するということが言えそうである。即ち、亀井氏の指摘にも見える、卷十五に集中してあらわれる奈良時代末期の中央語における特殊仮名遣の混乱現象が一層進行した形であらわれているわけで、卷二十の防人歌の混用例とは、全く性格を異にする筈のものである。B(1)類の三十六首余のうちに、十五例にもぼる混用例を認め得ることは、卷十五の混用例など問題にならない程、混乱が進んでいることを示すものであらう。この事を一層明らかにするために、コの混用例について述べよう。

コの甲乙を誤ったものは六例 次の通りである。

そかによせわがかるかやのさねかやの
乎可爾与西和我可流加夜能左祢加夜能

まことなこやはねろとへなかも(三四九九)
麻許等奈其夜波祢呂等散奈香母(末期国)

あしがらのをてもこのもにさすわなの
安思我良能乎旦毛許乃母爾佐須和奈乃

かなるましつみころあれひもとく(三三六一)
可奈流麻之豆美許呂安礼比毛等久(相模)

あしがりのままのこすげのすがまくら
阿之我利乃麻方能古須気乃須我麻久良

あぜかまかさむころせたまくら(三三六九) 相模
安是加麻可左武許呂勢多麻久良

しもつけのみかまのやまのこならのす
之母都家野美可母乃夜麻能許奈良能須

まぐはしころはたがひかむ(三四二四) 下野
麻具波之兒呂波多賀家可母多牟

からすとふおほをそどりのまさでにも
可良須等布於保乎曾籽里能麻左仞爾毛

きまさぬきみをこゆくとぞなく(三五二二) 未勘国
伎麻左奴伎美乎許呂久等曾奈久

さごろものをづくはねろのやまのさき
左其呂毛能乎豆久波祢呂能夜麻乃佐吉

わすらこぼこそなをかけなほめ(三三九四) 常陸
和須良許婆古曾那乎可家奈波賣

コ(甲)↓コ(乙)五(四)例、コ(乙)↓コ(甲)一例である。コ以外の
才段の音については、既に奈良時代より混用例が現れているが、コ
については、平安時代初期まで、その区別が保たれていたことは定
説となっている。従って、この巻十四の歌のすべてが、奈良時代に
成立したという前提に立つならば、東歌に於けるコ(乙)の混用の
説明は、殆ど不可能である。防人歌には、才段音の混乱が皆無であ
ることを考えあわせれば、その感は一層深まるであろう。

かつて、福田良輔博士は、これらの混用例について、「東国地方
でコ音の甲乙の区別が保たれていないのは、コ音にも甲乙兩類の区
別がなかったことに基づくと思われる。」「古曽」(三三九四)の事例
は、常陸では母音調和の現象や、才列音における甲乙兩類の区別は
存在していなかったと解することができよう。」と述べられたが、こ
の説明が、防人歌に於ける才段音の状態と矛盾していることは言う

までもないし、これまでに述べてきた如く東歌の音韻や語法に 中
央語としての性格を色濃く認め得るのであれば、もっと別の解釈が
加えられてしかるべきであろう。即ち、東歌にあらわれた音韻体系
が中央語のそれであるならば、そのコ(乙)の混用例もまた、中央語に於
ける混乱の反映であると考えればなからうか。すなわち、三
三九四番をはじめとするコ(乙)の混用例を含む歌五首は、中央語に於
て、コ(乙)の混用例が乱れ始めた時期に収録されたと考えたい。これらの
歌に用いられる仮名は、三九九九番が「西」を用いてB(1)類に属す
ると知れる他は、いずれも顕著な特色を持たないので、これらが先
に分類した幾種かの表記のうちに含まれるものか、或は全く別のも
のであるのか定かではないが、三四二四番では、コ(乙)にもケ(乙)
↓ケ(甲)としたもの二例、三三九四番では「古曽」以外にケ(乙)↓
ケ(甲)としたもの、メ(乙)↓メ(甲)としたものがそれぞれ一例ずつ
見えて、一首の中に特殊仮名遣の違例三例を数えるという状態であ
る。ことに、この「古曽」の如きは、上接の「和須良許婆」の「許」
との変字で無難作に「古」を用いたのではないかと思われるふしも
あり、その結果、才列甲類音と才列乙類音とが同一結合単位内に共
存してしまっているのであるが、このような事は、奈良時代には起
こり得なかったことである。

五

巻十四に見える平安時代的な語彙・語法はこれまでの説明で取り
上げたもの以外にも、平安時代に増加して「かゝることだにあり」
等と使われた「だに」の用法、

うまぐたのねろにかくくりみかくだにも
宇麻呂多能祢呂爾可久里為可久太爾毛

久爾乃登保可婆奈我目保里勢牟(三三八三)
上総

古今集読人知らずの時代から六歌仙時代にかけて用いられた「言の葉」という語の訛りである「言のへ」

うつせみのやそにとのへはしげくとも
宇都世美能夜蘇許登乃敵波思久久等母

安良蘇比可祢呂安乎許登奈須奈(三四五六)
未勘国

九世紀初めの資料に見える「しまらく」(暫)

しまらくはねつともあらむをいめのみに
思麻良久波祢都追母安良牟乎伊米能未爾

母登奈見要都追安乎祢思奈久留(三四七二)
未勘国

新撰万葉集や古今集に至っても「思ほゆ」と用いられるのに対し「思はるる」という極めて新しい形があらわれる例

さかむちのよろぎのはまのまなごなす
相模治乃余呂伎能波麻乃麻奈胡奈須

ころはかなしくおもはるるかも(三三七二)
相模

年代の確実な資料では、寛平九年(八九七)の道具の奏状に初めて見える敬意表現の「しむ」

しなのぢはいまのほりみちかりばねに
信濃道者伊麻能波里美知可里婆祢爾

あしふましむ時なくつはけわがせ(三三九九)
安思布麻之牟 奈久都波氣和我世(三三九九)
信濃

貞観十七年(八七五)藤原基経の四十の賀宴の折、在原業平によって詠まれた歌(古今集三四九)、及び、仁寿二年(八五二)に薨じた小野篁がその妹の死に際して詠んだ歌に見える希望・目的を表わす連体

形承接の「がに」

おもしろきのをばなやきそふるくさに
於毛思路伎野乎婆奈夜吉曾布流久爾

仁比久佐麻自利於非波於布流我爾(三四五一)
未勘国

など、様々にあらわれており、そのいずれも、九世紀以降、遅いものは九世期末に中央の文献にその姿をあらわすものである。これらが見える和歌の用字は、ごく一般的なものばかりで、特に際立った特徴のないこと、先のこの混用例を含む歌と同様で、そのうちの或るものは同一の表記グループである可能性もあるであろう。先に四種に分類した表記の、いずれにも属さない、B(2)類の表記が存在することになる。

中田祝夫氏は、コに区別のない訓点資料として、知思院蔵大唐三蔵玄奘法師表啓、金剛波若集験記、聖語蔵願経四分律、大智度論天安点、地藏十輪経元慶点をあげておられる。訓点資料以外では、貞観七年(八六五)二月十四日の宣命を最古の確実な混用例として、元慶六年(八八二)の日本紀寛宴和歌、新撰万葉集などが続くようである。日本霊異記訓釈、日本感霊録(承和十四年以降成立)訓釈では、なお区別の存すること、築島裕氏の指摘があるので、資料的には九世紀中頃あたりから、コの中乙の区別があいまいになって行くと考えてよさそうである。従って、東歌中、最も新しいと思われるB(1)類及びB(2)類の表記に、コの混用例が見られることは、中央語に於ける歴史的変遷と完全に一致しているのであって、恐らくはこの当時の歌が増補されたものと考えられる。この二類のうちでは、含まれる語法の新しさや「古曾」の存在で、B(2)類がより時代的に降るようである。つまり、語法的にも、用字的にも、そして音韻的にも、

卷十四の東歌は、九世紀初期から九世紀末期に至る迄の歌を内包しているということが言えるのであって、卷十四に関する限り、九世紀中頃に降に、本文の大きな増補と整理があったと解してよさそうである。

ただ、以上に述べてきたような様々な徴候からして、かなり大幅な整理増補が、平安時代に加えられたことは疑いないところであるが、上代特殊仮名遣に於いて前述のような混乱が見られるにもかかわらず、イ段のみはそのような混乱が皆無であるという現象がある。天平後期の中央の言語については、「少くとも、文字の上にキ・ヒ・ミの混乱を確認することができない。」⁽⁴⁾或いは、「甲、乙両類音節の混同はオ列にはじまってエ列が続く、イ列は遅くまで明確に書き分けられてゐた」という指摘はあるにしても、既に日本霊異記ではイ段に混乱が見られ、従って、卷十四に於いても他の特殊彼名遣と同様にイ段の混乱例があらわれてもよいと一応は考えられよう。しかしながら、そのことを以って、卷十四が奈良時代に編纂されたという論拠とは為しがたい。何故ならば、一方において、上代特殊彼名遣の混乱がイ段以外においてあらわれており、成立の問題として扱ふ場合には、その混乱の方を重視すべきだからである。何故、イ段に於いて混乱があらわれなかったかということについては、幾つかの解釈が可能であろう。例えば、イ段の乙類の用例がもとと少なく、たま／＼正しい用法に合致したというようなことであるかも知れない。なお明確な説明を付けかねたというように、先に述べたように、卷十四が平安時代に整理編纂されたとする考えと決定的に齟齬するものではないであらう。

もとより、歌を記録する際の文字の選択は筆録者の恣意に左右さ

れる部分が多い。従って、二三の文字を手掛りに表記様式を分類することはかなりの無理を伴うが、それを敢えて試みた。誤って別の類に入れてしまったものもあるかも知れないし、結局触れることの出来なかつた歌も多い。しかしながら、卷十四の含む幾種類かの異なつた表記の性格を、やや明らかにすることができたように思う。結論を一言でいえば、一方にはA類に含まれる如き奈良時代の中央語的な様相を呈する部分があり、その一方ではB類に代表される平安時代的な部分がある、というようなことにならうか。

前稿で検討した平安時代的な語彙・語法と、それを裏付ける用字、及び、上代特殊仮名遣の混用例とは、卷十四の東歌の或る部分が、極めて新しく、中央語的であつて、東国方言を含む平安時代初期の中央の和歌資料として把握されるべきものであることを示している。これまでのように、奈良時代東国方言の資料として、一律に扱ふことは到底できないようである。

注

- (1) 「春日和男教授 語文論叢」(松風社 昭53) 所収
- (2) 福田良輔「表記法から見た万葉集卷十四の成立について」(「奈良時代東国方言の研究」所収)
- (3) 木下正俊「二つの翼から」(「万葉」46号)
- (4) 水島義治「夏歌の成立時代についての考察」(「語文」42輯)
- (5) 三四五八、三四八五、三四八八、三四九一、三四九四、三四九六、三四九七、三五〇三、三五〇六、三五二九、三五三七、三五五六
- (6) 三三八四、三三九六、三三九〇、三五二八、三五五四
- (7) 前掲拙稿参照
- (8) 福田良輔「仮名字母より見たる万葉集卷十四の成立過程について」(「万葉」5号)

- (9) 三三八、三四一、三四四、三四一九、三四二三、三四二六、三四二七、三四二一、三四四四、三四四六、三四四八、三四五三、三四五四、三四六九、三四七三、三四七八、三四八三、三四八四、三四八六、三四九三、三四九九、三三五一、三五一七、三五二〇、三五二五、三五三九、三五四一、三五四六、三五四八、三五五一
- 00 前掲拙稿、以下の「めり」已然形承接の「かも」についても同様
- (11) 小林芳規「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」五四〇頁
- (12) 亀井孝「方言文学としての東歌・その言語的背景」(日本語系統論のみち所収)
- 巻十四が一往の整理を施された後、補遺として追加されたがために文字変化の技巧に一貫性を欠いたとされる五首
- (13) 大野晋「万葉集十六の本文に就いて」(国語と国文字 22の3)
- 04 大野晋氏前掲論文
- 05 亀井孝氏前掲論文、福田良輔博士前掲書他
- 06 亀井孝氏前掲論文
- 天平後期中央の言語については
- (1) 少くとも、文字の上に、キ・ヒ・ミの混乱を確認することはできない。
- (2) ケ・ヘ・メは天平後期には、すでに多かれ少かれ動揺している。
- (3) 才段の場合は各音節によって一律にいえませんが、トの混乱は、天平後期には完全なところまで進んでいる。
- 07 鴨の鳴き声に「児ろ来」を掛けているので、仮名遣いととるべきではないかもしれ
- ない。
- 08 福田良輔 前掲書 二七八頁及び二八〇頁
- 09 前掲拙稿 元暦本では「安之布麻之奈牟」類聚古集以下諸本「安之布麻之奈牟」
- 10 中田祝夫「古點本の国語学的研究」総論篇 九〇六頁
- 11 有坂秀世「新撰字鏡に於けるコの仮名の用法」(「国語音韻史の研究」所収)
- 12 築島裕「平安時代語新論」三三七頁
- 13 注(10)参照
- 14 森山隆「上代国語音韻の研究」二二二頁